

総論 (案)

I 厚生労働科学研究の構成と行政施策推進上の位置付け

1 厚生労働行政の推進に当たっては、少子高齢化の進展、疾病構造の変化、国民を取り巻く社会環境の変化、国民ニーズの多様化・高度化など、様々な課題に的確に対応することが強く求められているところであるが、個々の行政施策の企画・立案に当たっては、適切妥当な科学的根拠に立脚する必要があることから、これを実現するための厚生労働科学研究費補助金を活用した研究を推進しているところである。

2 現在の厚生労働科学研究費補助金の萌芽は、昭和 26 年度に、2500 万円の補助金より始まった研究費補助金制度である。それ以降、漸次^{ぜんじ}拡大され、平成 26 年度は約 1,500 の研究に対し、約 480 億円を補助している。

3 厚生労働科学研究として取り扱ってきた研究課題については、

①「医療分野」

②「医療分野以外」

に大別することができ、それぞれの分野ごとにみても、

i 「政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための調査研究」

ii 「政策の推進、評価に関する研究」

iii 「各種政策に係る技術開発に関する研究」

という要素に大別することができるが、厚生労働行政の適切かつ確実な推進のためには、上記(①及び②、i～iii)の何れの要素も欠くことができないものである。

II 医療分野の研究について

1 厚生労働行政の推進に必要な医療分野の研究を取り巻く最近の状況について見ると、平成 25 年 2 月、内閣官房に健康・医療戦略室が設置され、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の各省の医療分野の研究開発を連携して実施する仕組みが検討された。その結果、平成 26 年 5 月に健康・医療戦略推進法などが設立し、内閣総理大臣を本部長とする健康・医療戦略推進本部が設置

(資料 1)

されたほか、平成 27 年 4 月には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が設置されている。

- 2 これまでの厚生労働科学研究のうち、上記 I の分類の① i、ii に該当する研究については、行政施策の企画立案や見直しに直結するものである。このため、必要かつ十分な科学的エビデンスを必要とするものであり、引き続き、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費補助金を用いて実施することとされたところである。
- 3 他方、これまでの厚生労働科学研究のうち医療分野研究開発推進計画に規定されている研究は、上記 I の分類の① iii に該当する疾病の診断・治療・予防のための医薬品、医療機器等の技術開発に関する研究が該当し、これについては、平成 27 年度から AMED に研究費が集約される研究（以下「AMED 研究」）となる。
- 4 上記のとおり、標準的かつ均質化された質の高い医療を効果的・効率的に提供するという体制を作ることは厚生労働省の大きな使命であり、引き続き、厚生労働省が実施する研究であり、AMED 研究とともに、言わば車の両輪として推進し、相乗効果を生み出していかなければならない。

III 医療分野以外の研究について

- 1 上記 1 の分類の②は、厚生労働科学研究のうち、労働安全衛生、食品安全、化学物質対策、健康危機管理、水安全、生活環境安全、社会保障、障害保健福祉施策、地域保健基盤形成、統計情報など国民生活の安全と生活の質の向上に直結する公衆衛生学的な研究等であり、引き続き、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費補助金を用いて実施することとされたところである。
また、公衆衛生的な視点から実施するこれらの研究は、広い対象者に還元されることが期待される研究であるといえる。
- 2 特に、感染症、食中毒、労働災害、有害な化学物質等は現代においても国民の健康への大きな脅威となっており、その予防にはエビデンスに基づく科学的に妥当な規制と、きめ細やかな公衆衛生的な対策とが必要である。また、

(資料 1)

疾病、障害を有する者や支援を要する児童など、厚生労働省の所管する保健福祉施策の対象となる国民に適切なサービスが提供されるための手法の検討や、社会保障のあり方についても、**少子高齢化が進展し、社会環境が大きく変化**する中、その必要性が高まっている。

- 3 このため、これらの分野の研究の推進に当たっては、政策課題に応じ、上記 I に掲げた i ~ iii の要素のテーマを設定するとともに、その成果を行政施策に反映させることが強く求められているところである。また、これらの分野の研究は、単に厚生労働行政の適切な推進のために必要不可欠であるというだけでなく、行政施策の適切かつ確実な推進の結果として実現される社会・経済の健全な発展は、我が国の持続的な経済成長の根幹をなすものであるといえる。

IV まとめ

- 1 上記で述べたとおり、厚生労働科学研究は、国民生活の安全（労働安全衛生、食品**安全**、化学物質対策、健康**安全・危機管理対策**）、適切な保健福祉サービスの提供、**持続**可能な社会保障の仕組み、また AMED 研究の成果を国民に**還元**するための仕組みに関するもの等、いずれも、行政施策と密接な関係を持ち、行政の責任において十分な研究を推進する必要がある。
- 2 また、このような研究の成果は、国民の安全や健康の確保に資するとともに、国民の安全と健康は、労働力の**維持・確保**や**次世代の健全な育成**など経済成長の基盤となるものである。**さらに、国際的にも基準やガイドラインの策定等に活用されており、十分な研究推進を可能にする環境整備を行う必要がある。**
- 3 加えて、このような研究は厚生労働省でしか実施されておらず、他省の研究では実施されていない性質のものであり、その存在意義は高いことに留意しなければならない。
- 4 以上、厚生労働科学研究全般について、その重要性について述べた。今後は次の点に留意しつつ、**必要な予算を確保できるよう、戦略的に打ち出して**

(資料1)

いく必要がある。

- ① 厚生労働科学研究の中長期的な方向性や今後取り組むべき具体的な課題について、制度や体制の整備等のために持続的に実施しなければならない研究とその時々行政課題に応じて1～3年程度で結論を得ていくタイプの研究があることも踏まえ、その重要性を訴えていく必要がある。
- ② 医療分野においてはビッグデータの活用が重要な課題となる。健康・医療戦略推進本部のもと、次世代医療 ICT 基盤協議会が設置され政府一体となった推進が図られようとしているところであり、厚生労働科学研究においてもその役割と必要性に応じて、これを踏まえた課題の設定を検討する必要がある。
- ③ 国民生活の安全と生活の質の向上に直結する公衆衛生学的な研究等にとって、国の施設等機関、独立行政法人、地方衛生研究所、保健所等の役割についても重要であり、今後これらのネットワークをさらに強化する必要がある。なお、独立行政法人のうち6つの国立高度専門医療研究センター及び医薬基盤・健康栄養研究所が国立研究開発法人に変更されることを踏まえてしっかり取り組んでいく必要がある。
- ④ 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえたAMED研究とともに、厚生労働科学研究についても、重要性の観点から同様な均衡性がとられるべきものである。例えば、AMED研究で推進される「ゲノム医療実現プロジェクト」において、開発された成果を国民に還元するために、厚生労働科学研究として実施すべき領域もある。